

口座振替規定

1. 八十二長野銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。

この場合預金規定または当座勘定規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2. 振出日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。

3. この契約を解約するときは、私から八十二長野銀行に書面により届出します。

なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、八十二長野銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。

4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、八十二長野銀行の責めによる場合を除き、八十二長野銀行には迷惑をかけません。

5. (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上